○農林水産省告示第千九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道天塩郡遠別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿屋市串良町細山田字夏迫三〇五一の二（次の図に示す部分に限る。）、三〇五二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月二十二日

経済産業大臣　大畠　章宏

三の9の(4)のハ中「バングラディシュ」を「バングラデシュ」に改める。

三の9の(4)のニ中「バハマ」の下に「、バングラデシュ」を加える。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月二十二日から施行する。

○経済産業省告示第二百四十四号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十三年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Bのグループ Ⅲ、附属書Cのグループ I及び附属書Eのグループ Iに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

平成二十二年十一月二十二日

経済産業大臣　大畠　章宏

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、平成二十二年十一月二十九日から平成二十二年十二月三日までとする。

○国土交通省告示第千三百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

木曽滝谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

滋賀県犬上郡多賀町大字木曽

字谷田

二二〇番

二二三番から二三六番まで

字上野

二三七番

字瀧谷

五五六番

五五六番一

五五七番及び五五八番

五五八番一及び五五八番二

五五九番及び五六〇番

五六一番一及び五六一番二

五六二番及び五六三番

五七〇番及び五七一番

五七四番

五七六番

五七八番

五八〇番二及び五八〇番三

○国土交通省告示第千三百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城丸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（大正七年内務省告示第三十九号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県宝塚市

平井山荘

五八番三

五九番二

六一番二

平井三丁目

一八二番一四

一八四番一及び一八四番二

一八五番

○国土交通省告示第千三百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県朝来市佐嚢字カンダニ

一五〇番　一号から六号まで

○防衛省告示第二百九号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十二日

防衛大臣　北澤　俊美

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）が防衛大臣の認可を受けて政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額は、当該譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該譲渡に要した費用の額のうち防衛大臣が定める額を控除した額とする。

○四国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十二日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宿毛市平田町戸内字東師髙瀬一六六八番一から同市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇一二番三地先まで	前	八・三四～二二・三八メートル	〇〇・四九四キロメートル
	後	八・五二～二四・九七メートル	〇〇・四九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所